

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

蟹江町は、愛知県の西南部に位置し、人口37,612人（平成30年4月1日現在）、総面積11.09㎢で南北に細長い地形を有している。総面積の約5分の1を占めている蟹江川・日光川・福田川などの河川が南北に流れそれぞれが伊勢湾に注いでおり、古くは水上交通の要所として栄えるなど川とともに成長し、豊かな水郷景観を活かしながら発展を続けてきた水郷のまちである。

また、町内にはJR関西本線、近鉄名古屋本線の鉄道2路線が東西に走るほか、町北部には道路網の要である東名阪自動車道蟹江ICがあり、国道1号線、西尾張中央道などの幹線道路も整備され、名古屋駅から車で約20分という環境であることから名古屋市方面はもとより、中部国際空港や関西方面などへのアクセスにも恵まれ、交通利便性の高い広域的な交通の要衝となっている。

蟹江町の人口は、1995年までは増加傾向にあったが、現在はほぼ横ばいで推移している。しかし、生産年齢人口は、全国と同様の傾向で、減少傾向にあり、また今後は、高齢者数が増加していくことが見込まれ、高齢化が進むと考えられる。

このような状況下において、蟹江町の経済発展を継続するためには、人材不足を補う施策が必要不可欠であり、人手不足を補うことが可能な生産性向上に向けた先端設備等の導入促進を図る必要がある。

蟹江町の産業構造は、平成28年経済センサス活動調査によると、事業所数は1,505事業所であり、業種は卸売業・小売業、飲食サービス業、製造業、生活関連サービス業、建設業、医療・福祉業など多岐にわたり、その多くが中小企業者で構成されている。

現在、蟹江町内の中小企業者は、人手不足、売上低迷、原材料価格の高騰、経済のグローバル化に伴う競争力の激化等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、蟹江町内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、先端設備等の導入による国際競争力の強化を図ることは、喫緊の課題である。

(2) 目標

蟹江町は、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するため、中小企業者が申請する先端設備等導入計画における認定目

標件数を、計画期間の5年間において18件程度とする。

(3) 労働生産性に関する目標

蟹江町では、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

蟹江町の産業は、施設園芸による花き栽培や水稲などの農林水産業、自動車関連産業や航空宇宙産業などに携わる製造業、物流をはじめとした多くのサービス業と多岐に渡り、卸売業・小売業、飲食サービス業、製造業、生活関連サービス業、建設業、医療・福祉業と多様な業種が蟹江町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

蟹江町は、北部から南部まで鉄道や高速道路、国道などの幹線道路が存在し、その周りには製造業や物流をはじめとした多くの産業が存在している。

さらに、工業系用途地域は本町南西部の国道1号線沿道及び東部の県道弥富名古屋線沿道に工業地域が指定されている外は準工業地域が散在しており、自動車関連産業や航空宇宙産業などに携わる製造業や物流等、多くの事業所が町内全域にわたり立地している。

これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

蟹江町の産業においては、自動車関連産業や航空宇宙産業などに携わる製造業、物流をはじめとした多くのサービス業、花き栽培や水稲などの農林水産業等と多岐に渡り、多様な業種が蟹江町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けたこれらの事業者の取組は、新商品の開発、自動化の促進、IT導入による業務効率化、省エネの推進など、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としないこととする。

健全な地域経済発展に配慮するため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としないこととする。